

平成 18 年 9 月 19 日

リース会計専門委員会
試案に対するコメントの分析

1. コメントの対象となる公表物の名称及び公表時期

- ・ 試案「リース取引に関する会計基準（案）」
- ・ 試案「リース取引に関する会計基準の適用指針（案）」

2. コメント募集期間

- ・ 平成 18 年 7 月 5 日～平成 18 年 8 月 25 日

3. コメント提出者一覧

- ・ 計 151 通
- ・ 団体等＝115 社

上場会社	非上場会社	団体等	(左記のうち リース会社)
24 社	79 社	12 社	(21 社)

(注) 非上場会社には、上場会社の関係会社（上場会社は除く）が 22 社含まれる（社名等から判明しているもの）。

- ・ 個人＝36 名

4. コメント対応の日程

9 月 6 日	第 22 回専門委員会	コメント全体の理解
9 月 13 日	第 23 回専門委員会	試案の会計処理に対するコメントに関する事務局からの対応案の提示及び審議（第一回）
9 月 19 日	第 113 回委員会	コメントの分析及び審議（第一回）
9 月 26 日	第 24 回専門委員会	試案の会計処理に対するコメントの審議（第二回）
10 月 10 日	第 114 回委員会	コメント全体への対応の審議（第二回）

5. 主なコメントと対応の方向性

(1) 賃貸借に準じた処理の削除に関する事項

当委員会では、第 90 回委員会において「現行基準の原則法である「売買取引に準じた会計処理」をベースに審議を行うこと」を確認した上で、本試案を公表し検討を進めてきている。コメント募集において、主に、賃貸借に準じた処理の削除に反対する意見として、以下のコメントが寄せられている。内容的には、基本的にこの 4 年間の審議の過程で検討されてきた事項と考えられるため、これまでの審議を踏まえて、これまで通りの方針でのぞみたいと考えるがどうか（本項目については、委員会マターであり、専門委員会では意見の聴取のみ行っている。）。

	主な反対のコメントの内容	対応案
1) 実質は 賃貸借 であ る。	- わが国の所有権移転外ファイナンス・リース取引は、諸外国と異なり、賃貸借を中核としサービスやファイナンスなどの要素を包含した複合的な取引である。売買処理と賃貸借処理を選択できる現行リース会計基準は、わが国リース取引の経済的実質を的確に表すことのできる会計基準として高く評価すべきである。試案は、複合的取引との共通認識を確認する一方で、内容が「売買取引」や「金融取引」に偏ったものとなっており問題がある。 - 賃貸借処理（例外処理）が大半を占めていることを「特異な状況」とみなすことは適切でなく、試案において、オンバランスに相当する注記を適切に評価していないこと、更に、諸外国におけるファイナンス・リース取引の経済的実質が売買取引に類似しているにもかかわらず、ファイナンス・リース取引の会計処理の適用が回避されている実態を適切かつ明確に説明していないことの方が大きな問題である。	現在のリース会計基準は、売買取引に準じた会計処理を原則法としており、今回の見直しは賃貸借処理に準じた会計処理の廃止に関するものであり、結論の背景にはその経緯を記載している。 左記の意見があり、所有権移転外ファイナンス・リース取引が複合的な性格を有することは、理解しているが、売買に準じた会計処理の具体的適用の中で、その特質を反映している。
2) 法的側 面の重 視	- 試案では、売買取引に準じた処理を求めているが、法的側面を重視し会計処理を行うべきである。 - リース物件は当社の所有物ではなく、賃借人	会計は経済実態を反映するものであり、必ずしも法形式を直接的に反映した処理にはならない。

審議事項(6)

	としての権利・義務しか享受・負担していない。	
3) 十分な注記がある。	詳細な注記を付した上で「賃貸借」として会計処理されることが、一般的に公正妥当な処理として永らく定着してきている。開示情報としては、注記内容が充実しており、透明性の高い内容となっていることから、国際的にも問題なく、現行基準を変更すべき必要性はない。	注記があるにせよ、重要な債務が貸借対照表に計上されていないのではないか、ということが、委員会の問題意識である。
4) 事務負担の増加	- 利息法の採用など試案の方法では、煩雑な会計処理となる。また、会計処理と税務処理が異なると、業務量が増加する。 - ユーザーにとっては、オフバランス化で ROA 向上による財務内容の良化、経理処理の簡素化が、リースを利用する要因に含まれるが、これらのリース採用メリットがなくなる。 - 保険・固定資産税・保守等の煩雑な業務のアウトソーシング化などのメリットが喪失される。	事務負担の増加については、売買に準じた会計処理を適用する上で、配慮を行っている（リース取引に重要性のない会社、少額リース資産、初年度の取扱い等）。
5) 取引に与える影響	- 販売政策上、リースを利用している場合、リースが敬遠され売上が減少し、経済に影響を与えることを懸念する。特に中小企業向け案件が減少することを危惧する。 - リース取引が減少した場合、下記の関連するビジネスに影響がある。 ➤ 産業廃棄物処理事業（リサイクルに対する懸念等） ➤ 損害保険事業（現在よりも割高な保険料となり借手側コスト負担が増す懸念等）	左記のコメントの内容は理解したが、最終的には会計上の適切性の観点から、判断することになると考えられる。
6) 国際基準との関係	EU の同等性の評価において、現行の国際会計基準（IAS17）と同等であるとの評価を得ている。試案の結論の背景では、EU がわが国会計基準の同等性評価に当たって、リース会計基準については「同等」と評価した点が、触れられている。	EU の同等性評価については、あくまで追加開示を要求しなくても同等の情報を入手することは可能であるという内容と解される。同等性評価と会計基準のコン

審議事項(6)

	ない。 国際会計基準審議会（IASB）と米国財務会計基準審議会（FASB）は、現状の基準の形骸化に対処するため、現状の共同プロジェクトを組織し、リース会計の見直しに着手することとした。仮に、試案を適用することになった場合、適用されてから短期間で、リース会計基準の再検討及び改訂という事態を招くことになる。	バージェンスは、別次元の問題であると考えている。 IASB の議論が開始されたのは承知しているが、今後の議論に参画し意見発信を行っていく上でも、最低限の対応を図っておく必要があると考える。 また、難しいテーマであり、結論がでるには少なくとも数年かかると思われ、その議論の結論を待つことは適当ではないと考える。
--	---	---

(2) 試案に対する個別項目に対する主なコメント（専門委員会での検討）

主なコメント		専門委員会での事務局案等
範囲		
7) 指針 79 項、80 項	土地、ソフトウェアの取扱い明示すべきである。	土地の取扱いについては、別途取り上げることが必要かを検討する⇒（前回専門委員会では、取り上げる必要はないとの意見が多かった。） ソフトウェアについては、ソフトウェア会計自体の論点も関係するため、今回は取り上げない。
ファイナンス・リース取引の判定基準		
8) 指 針 10 項	特別仕様物件については、実務上、その汎用性の有無を判定することが困難な場合も少なくない。規程は削除するか、もしくは、形式基準を設けるべきである。	- 特別仕様物件の削除については、今回の検討の範囲を超えているのではないかと。削除する特段のニーズはあるか。 - 特別仕様物件の形式基準については、設定が容易でなく、また潜脱行為を誘発する危険があり、設けないこととする。
9) 指 針 17 項、 84 項	借手が維持管理費用相当額を区分しないでリース料総額の現在価値を算定する場合は、現在価値の算定に用いる割引率に調整を加えるなどの合理的な方法なども認める	割引率に調整を加える必要があるほど重要性がある場合には、区分することが必要になると思われる。

審議事項(6)

	べきである。	
10) ー	同一グループ（例えば、自動車）のリース契約が多数あった場合において、判定上賃貸借処理が可能な件数が《75%（仮）》以上あった場合には、新たに「同一グループの重要性の判断基準」を設け、同一グループ全体につき「賃貸借処理」を可能にすべき。	90%などの形式基準を用いているのは、実務の便宜のためであり、その線の下で結果が変わりうることは、止むを得ないものとする。
ファイナンス・リース取引の会計処理（全体）		
11) 基準 8 項	基準試案第 8 項「ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行う。」は、他の箇所で会計処理が明示されており、あえて曖昧な規定を設ける必要はなく、削除すべきである。	現行の基準での定めであり、今回の検討の範囲を超えると考える。
12) 基準 10 項、13 項	所有権移転外ファイナンス・リース取引の利息相当額の各期への配分方法については、繰延資産における取扱いと同様に、「継続適用を要件とした定額法」を容認すべきである。	利息法を原則とした理由は適用指針 92 項から 94 項に記載したとおりであるが、重要性がある場合に、繰延資産と同列には扱えないと思われる。重要性がない場合には、定額ないし利息相当額を認識しない処理を認めている。
所有権移転外ファイナンス・リース取引の会計処理－借手		
13) 基準 11 項	所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却費は、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法により算定すべきである。	左記の意見があることは理解しているが、基準の結論の背景 35 項に記載した理由により、自己所有の固定資産と同一の償却方法を認めることとしている。
14) 適用指針 28 項～	<u>有形無形固定資産比率 10%基準について</u> 基準変更に伴う経済全体への大きな影響を避け、かつ、事務負担の過大な負担を考慮し、額の引き上げをお願いしたい。	10%にした場合に適用となる会社数を調査した上で決定しているものであり、変更するためには根拠が必要と考える。
15) 試案 31 項、32 項	<u>300 万円基準について</u> ➤ 基準変更に伴う経済全体への大きな影響を避け、かつ、事務負担の過大な負担を考慮し、額の引き上げをお願い	300 万円基準についても、リース事業協会の調査結果も勘案して決定しているものであり、変更するには根拠が必要と考える。 また、特定の物件を除外するのも、同様

審議事項(6)

	したい。 ➤ 事務用機器、小規模商業施設、自動車については、金額にかかわらず簡便法を適用できるようにして欲しい。 ➤ 「企業の事業内容に照らして重要性が乏しい」かどうかの判断は、恣意性が入るため、削除すべきである。	に根拠が必要と思われる。 簡便法を適用する上では弊害がないことが前提となるため、「企業の事業内容に照らして重要性が乏しい」を削除する理由はないと思われる。
16) 同上	「リース契約1件当たり」ではなく、「リース物件1件当たり」とすべきである。	300万円基準は、契約一件あたりの情報を基礎に設定されているため、物件あたりにするのであれば、300万円基準の見直しも必要となるため、契約一件あたりのままとする。
17) 同上	連結子会社については、借手・貸手とも、中小企業と同様の扱いを認めるべきである。	他の基準で、連結子会社について特別な取扱いを行っているものはなく、個別財務諸表基準性の原則からは難しいと考える。
所有権移転外ファイナンス・リース取引の会計処理－貸手		
18) 同上	所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る貸手の基本となる会計処理の三つの方法について (1)リース取引開始時に売上高と売上原価を計上する方法 (2)リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法 (3)売上高を計上せずに利息相当額を各期へ配分する方法 ➤ (1)(3)の方法は、売買又は金融の方法なので(2)に統一すべき。 ➤ 企業の取引実態にあわせて適用するように規定すべきである。 ➤ 主に割賦販売取引を行っていない企業に対して(1)の方法を認めた場合には、異常な売上高及び売上原価が計上され適正な期間比較を妨げる事態が予想される。	事務局案未提示。

審議事項(6)

	➤ 販売型の場合は売上高を認識すべきと考えられるが、それ以外のリース取引（直接金融型）の場合には売上高を認識しないことが望ましい	
19) 指針 55 項、56 項	リース取引を主たる事業としている企業についても、「重要性がない場合の取扱い」（定額法の適用）を認めるべきである。	リース取引を主たる事業としている会社については、リース取引が財務諸表に与える影響が大きいと想定されるため、原則法を採用することとしている。
ファイナンス・リース取引の表示		
20) 基準 17 項、指 針 16 項	貸手側のリース債権およびリース投資資産については通常の営業循環取引に基づくものとして流動資産に表示することとしているが、ワンイヤールールを適用すべきものもあるのでは。	事務局案未提示
ファイナンス・リース取引の注記		
21) 基準 18 項	リース資産を一括してリース資産として表示した場合は、有形固定資産又は無形固定資産に属する科目ごとに明細を注記する必要がある。	事務局案未提示
22) 基準 19 項、21 項	貸借対照表日後 5 年以内における 1 年ごとの返済（回収）予定額及び 5 年超の返済（回収）予定額は、1 年以内と 1 年超に区分されていれば十分である。	事務局案未提示

適用時期		適用時期を検討するときに検討する。
23)	基準及び指針の内容確定、適用時期の決定を行うにあたっては、税制上の取扱いに関わる課題の解決が不可欠であり、その解決を前提とすべきである。現行リース税制の賃貸借扱い維持が絶対条件である。	
24)	適用時期の決定は、システムの変更範囲が広範となり、十分な検証期間が必要である。	
25)	およそ長期にわたって検討してきた案件であり、また IASB とのコンバージェン	

審議事項(6)

	スに向けた共同プロジェクトにおいても、短期的な項目として位置付けられていることもあり、これ以上いたずらに放置すべきものではない。	
26)	適用開始時期の定めがないままの公表はやはり異例と言わざるを得ず、可能な限り早期に関係者間の利害調整を図った上で、適用開始時期を明示するのが望ましい。	
適用初年度の取扱い		
27) 指針 72 項	海外子会社の会計処理の統一時の会計処理を踏まえると、変更の影響額を利益剰余金処理することも検討すべきでは。	適用時期を検討するときに、合わせて検討する。
(借手)		
28) 指針 74 項	適用初年度の例外規定は、当該リース取引が重要でない場合に限定することが望ましい。	事務局案未提示
(貸手)		
29)	適用初年度の取扱いに関して、貸手側がリース取引を主たる事業としている企業の場合は、例外(適用前の取引の注記処理)は適用できないとしているが、理由がないため、認めるべきである。	事務局案未提示
30) 指針 77 項	航空会社において、過去に組成したリース取引に試案が採用されると、重大な影響を及ぼしかねず、最悪の場合、当該リース契約が解除される可能性がある(約 5,000 億円)。引き続き賃貸借処理を適用できるよう、変更願いたい。	事務局案未提示
中小企業の取扱い		
31)	中小企業は適用除外とすべきであり、会社法適用会社への影響をも勘案し、関係者が幅広く参画して議論を継続すべきである。	中小企業の取扱いについては、「中小企業の会計に関する指針」で検討されている。